

# 低入札価格調査資料作成要領

低入札価格調査制度による調査基準価格に満たない価格の入札を行う者(以下「低入札者」という。)は、本要領に基づき低入札価格調査票(以下「調査票」という。)を作成し提出すること。

## 1 共通事項

- (1) 低入札者は、入札時に調査票及び工事費内訳書を提出すること。  
紙入札業者は入札時に提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。  
電子入札業者は電子入札システムにより提出すること。
- (2) 提出後における調査票の差し替え、追加資料の提出は認めない。ただし、契約担当者等が指示した場合はこの限りではない。
- (3) 調査票が「別紙 低入札価格調査資料に係る入札無効要件」に該当する場合は、その者の入札を無効とする。
- (4) 虚偽の書類を提出したと認められた場合は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。

## 2 調査票記載要領

- (1) 当該価格で入札した理由  
下記の(2)から(9)を踏まえ、当該価格の契約においても工事の品質、労働条件及び安全対策等を適正に確保し施工可能な理由を記載すること。  
なお、その理由が資材納入者、労務者及び下請業者へのしわ寄せによると判断される場合は、その入札を失格とする。
- (2) 手持ち工事の状況  
開札日時点において、契約中の工事（工事箇所が福岡県内の工事に限る）を全て記載すること。  
該当する工事が無い場合も、その旨を記載すること。
- (3) 対象工事箇所と事務所及び資材庫等との地理的關係  
対象工事と関係する事務所、営業所及び資材庫等について、距離・移動時間等を簡潔に記載すること。
- (4) 手持ち資材及び機械の状況  
対象工事で使用予定の手持ち資材及び機械等がある場合は、その種別及び保有量等を簡潔に記載し、該当がない場合もその旨をすること。
- (5) 資材購入予定先及び機械等リース元予定者との関係  
対象工事で使用予定の資材の購入先及び機械等のリース元について、会社単位で記載し、該当がない場合もその旨を記載すること。  
ア 資材の購入先は、購入先名(括弧書きで取引年数)、資材の種別を記載  
イ 機械等のリース元は、リース元名(括弧書きで取引年数)、機械の種別を記載
- (6) 労務者の確保及び下請予定業者の状況  
対象工事で必要となる労務者の確保及び下請予定業者について記載すること。  
ア 確保可能な労務者数を員数(延べ人数)で記載し、そのうち自社労務者を(括弧書き)で記載  
イ 下請予定業者(括弧書きで取引年数)を全て記載
- (7) 品質確保に係る施工管理計画

対象工事で必要となる品質管理、出来形管理、品質証明計画等について、該当するものを記載すること。

(8) 安全管理の計画

対象工事での安全管理計画について記載すること。

ア 安全衛生管理体制について記載

イ 工事安全訓練の実施方法・頻度等について記載

(9) 環境対策の計画

対象工事現場の生活環境の保全と円滑な工事施工を図るために、検討が必要な環境対策について記載すること。

別紙

低入札価格調査資料に係る入札無効要件

	類 型	No.	入札を無効とする場合
1	未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料が特定できない場合
		(6)	他の入札参加者の様式等入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札説明書及び競争参加資格確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
3	添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合